

平成24年4月1日より 地域再生中小企業創業助成金の 支給要件が変わります

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用情勢が厳しい地域（21道県）において、**地域の重点分野（地域再生分野）**で創業する中小企業事業主に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。雇用情勢が特に厳しい地域に対する「第1種」と、それ以外の地域に対する「第2種」があります。

助成金の種別	創業支援金	雇入れ奨励金
第1種 北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、 長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	●対象経費の1/2 ●上限金額 雇入れ5人以上 500万円 雇入れ5人未満 300万円	雇入れ労働者 1人当たり 60万円
第2種 宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県	●対象経費の1/3 ●上限金額 雇入れ5人以上 250万円 雇入れ5人未満 150万円	雇入れ労働者 1人当たり 30万円

主な変更内容

1. 雇入れ奨励金の対象労働者は、ハローワーク等の紹介によるものに限ります。

○ 法人の設立または個人事業の開業の日から起算して1年を経過する日までの間に雇入れ、かつ、**縁故採用でない（一般公募など通常の採用手続きを経ている）者**であること。

○ 法人の設立または個人事業の開業の日から起算して1年を経過する日までの間に雇入れ、かつ、**ハローワーク、地方運輸局、または適正に運営されている有料・無料の職業紹介事業者の紹介により雇入れた者**であること。

2. 法人の代表者（または個人事業主）が、創業した事業に専ら従事することが必要となります。

3. 法人の代表者（または個人事業主）、もしくは本人と生計を一にする親族が、過去3年以内に別の法人の代表者（または個人事業主）であった場合は、本助成金の申請はできません。

4. 追加雇入れ奨励金※は、既に支給申請した対象労働者から離職者が出た場合、その人数を差し引いた人数分で支給します。

※最初の支給申請後、新たに対象労働者の要件を満たした場合に支給する奨励金

◆平成24年4月1日以降に創業した事業主が、新要件の対象となります。
詳細は、お近くの**労働局**または**ハローワーク**にお問い合わせください。

地域再生中小企業創業助成金のご案内

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用情勢が厳しい地域（21道県）において、地域の重点分野（地域再生分野）で創業を行う中小企業事業主に対し、創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。雇用情勢が特に厳しい地域に対する「第1種」と、それ以外の地域に対する「第2種」があります。

助成金の種別	創業支援金	雇入れ奨励金
第1種 北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	•対象経費の1/2 •上限金額 雇入れ5人以上 500万円 雇入れ5人未満 300万円	雇入れ労働者1人当たり 60万円
第2種 宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県	•対象経費の1/3 •上限金額 雇入れ5人以上 250万円 雇入れ5人未満 150万円	雇入れ労働者1人当たり 30万円

◆受給するには、以下を含むいくつかの要件を満たす必要があります。

- 雇用保険の適用事業主（中小企業事業主）であること
- 創業から6カ月を経過する日までに、事業計画の認定申請を行っていること
- 地域再生分野（道県ごとに3分野）に該当する事業を行っていること
- 支給申請日において、助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
- 雇い入れた労働者は、雇い入れ当初から雇用保険の一般被保険者で、雇用期間の定めがないこと
- 雇い入れた労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- 雇い入れた労働者は、ハローワーク等※の紹介によるものであること
※ハローワーク、地方運輸局、または適正に運営されている有料・無料の職業紹介事業者
- 法人の代表者（または個人事業主）が、創業した事業に専ら従事していること
- 法人の代表者（または個人事業主）、もしくは本人と生計を一にする親族が、過去3年以内に別の法人の代表者（または個人事業主）であったことがないこと

高知県の 地域再生分野

1. 飲食料品小売業

2. 飲食店

3. 社会保険・社会福祉・介護事業

◆詳細は、お近くの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

